

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、ステークホルダーである取引先、金融機関、株主、従業員等との良好かつ適切な関係の構築、維持を通じて収益を上げ企業価値を高めることを経営の最重要課題のひとつとして位置づけております。

この課題達成のためには、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることにより、経営の透明性を確保し、意思決定の迅速性、適時適切な企業情報の開示、コンプライアンスの徹底を行っていかねばならないと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4. 株主総会招集通知】

議決権の電子行使に対する環境が整っていないことから、今後の検討課題と捉え引き続き検討してまいります。株主総会招集通知の英文化は、外国法人等保有率が、平成27年9月30日現在では0.68%と大変低いことから、即時に対応致しませんが、外国法人保有率の推移を踏まえながら今後の検討課題と捉え引き続き検討してまいります。

【補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性について分析・評価】

当社は、取締役会全体の実効性について分析及び評価を行なっておりませんが、今後は実施を検討し、開示につきましても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等の保有目的の合理性を基本的な方針としています。同株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要なかどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮ることとしています。

また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っています。なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けていません。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。当社役員、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えるとともに、第三者である弁護士からその意見書を取得し、取締役会で承認しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 経営理念

・価値の創造

当社は、価値ある製品を創造し続け、社会に貢献し企業の成長・発展をめざします。

・環境と人間性の尊重

当社は、地球環境と人間尊重の精神を基本とし、信頼と共感の道を歩み、革新を続けより豊かな明日を創造していきます。

経営理念は、当社ホームページにも掲載しております。(http://www.nippon-gear.jp)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての手続

取締役及び監査役の報酬の決定は、株主総会において決議されたそれぞれの限度額の範囲において、職位間のバランスを配慮しつつ経営環境や中長期の業績を考慮したうえで、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬については、監査役会の協議により決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

役員候補者は法定の要件を備え、人格及び見識に優れていることを前提に、会社経営、財務知識、法律知識、コンプライアンス、リスク管理等の知見を有する人材を選定しています。役員候補者は、推薦理由や略歴等を説明し、意見聴取したうえで、取締役会で決定することとしています。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

株主総会招集通知にて、取締役及び監査役候補者の略歴等を掲載しています。また社外取締役候補者及び社外監査役候補者は選任理由についても掲載しております。

【補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲】

当社は取締役会の意思決定の範囲を法令及び定款に定める事項のほか、その他重要な業務に関する事項を、「取締役会規則」及び「取締役会付議事項に関する運用基準」に定めております。また経営基本に係る「重要決定事項」とそれ以外の業務分掌規則に定める「業務分掌事項」を区分する職務権限規則により、経営上の重要事項を明確にしております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、独立社外取締役を2名選任しており、かつ、3分の1以上の独立社外取締役の選任の要件を満たしております。社外取締役が取締役会における審議案件に対して客観的な立場から意見を述べることで、経営陣の業務執行を監督する体制を構築することができ、監査役も含めた社外役員の疑義及び意見による取締役会の議論も活性化することから、コーポレート・ガバナンスの充実につながると判断しております。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準に合致していることを前提とし、また取締役会に対し、会社経営、財務知識、法律知識等の知見をもって貢献が期待される人物を重視します。

【補充原則4－11－1. 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社取締役の員数は定款の定めにより7名以内とし、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を確立しております。また取締役及び監査役には会社経営、財務知識、法律知識、監督行政の経験者、コンプライアンス、リスクマネジメント等の専門性のある知見を有する人材を選任し、事業の競争力を伸ばしながら、健全で持続可能な成長が図れるようバランスには十分配慮しています。

【補充原則4－11－2. 他の上場会社の役員の兼任】

取締役及び監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知の提供書面である事業報告、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

【補充原則4－14－2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要な講習会等を必要に応じ実施し、その費用は、会社が負担することとしています。

【補充原則5－1－2. 株主との建設的な対話を促進するための方針】

当社では、取締役管理部長がIR担当を務め、総務課、企画室、経理課、人事課等のIR活動に関連する部署を管掌しております。また総務課においては投資家からの電話取材等のIR取材を受け付け、取締役管理部長が説明を行なっております。また、投資家との対話の際は、当社のインサイダー取引防止規則に則って事業内容をご理解頂くという観点から前向きに対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社成和	5,633,850	39.45
丸本 桂三	1,455,000	10.18
株式会社三田商店	1,027,500	7.19
日本ギア取引先持株会	480,000	3.36
サンワテクノス株式会社	306,450	2.14
株式会社GMINVESTMENTS	300,000	2.10
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	298,000	2.08
阪田 和弘	228,000	1.59
株式会社千代田組	210,000	1.47
富士通株式会社	210,000	1.47

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

「大株主の状況」については、直前の基準日(平成27年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

(注)株式会社成和は当社の「その他の関係会社」であります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
香川 明久	弁護士											○
南 裕史	弁護士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
香川 明久	○	社外取締役香川明久と当社とは特別の利害関係はありません。また社外取締役香川明久は、弁護士であり、香川法律事務所の代表弁護士であります。同事務所と当社との間に契約関係はなく、社外取締役としての独立性は保たれており、香川法律事務所と当社との間に特別な関係はありません。	弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、会社との関係におけるいずれの項目にも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有していると判断しております。
南 裕史	○	社外取締役南裕史と当社とは特別の利害関係はありません。また社外取締役南裕史は、弁護士法リオ・パートナーズの弁護士であります。同事務所と当社との間に契約関係はなく、社外取締役としての独立性は保たれており、弁護士法リオ・パートナーズと当社との間に特別な関係	弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、会社との関係におけるいずれの項目にも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有していると判断しております。

		はありません。	
--	--	---------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況
 監査役は、期中、期末には会計監査人から監査報告を受けるとともに、必要に応じてその都度意見交換のための会合を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況
 内部監査部門から監査報告を受けるとともに、必要に応じてその都度意見交換のための会合を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉山 功郎	弁護士													○
板東 美樹	弁護士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉山 功郎		社外監査役杉山功郎はと当社とは特別の利害関係はありません。また社外監査役杉山功郎は、弁護士であり、虎ノ門法律経済事務所のパートナー弁護士ですが、同事務所と当社との間に契約関係はなく、社外監査役としての独立性は保たれており、虎ノ門法律経済事務所と当社との間に特別な関係はありません。	弁護士として企業法務に精通し、企業経営を監督する十分な見識を有しておられることから、適切な助言と監査を行っていただくため。

板東 美樹	社外監査役板東美樹と当社とは特別の利害関係はありません。社外監査役板東美樹は当社と顧問契約を締結しております南栄一氏が代表を務める法律事務所に所属する弁護士ですが、同事務所と当社との間に締結されている顧問契約は、通常の範囲内のものであり、社外監査役としての独立性は保たれております。	弁護士として企業法務に精通し、企業経営を監督する十分な見識を有しておられることから、適切な助言と監査を行っていただくため。
-------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現状の制度で十分機能していると考えます。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬支払額

1. 取締役 73,199千円(この他に使用人兼務取締役の使用人給与として21,581千円)

監査役 12,374千円

2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第113回定時株主総会において月額9百万円以内(うち社外取締役分2百万円以内)と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第113回定時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

内部監査部門及び管理部門が、必要に応じて情報収集を行い、社外取締役や社外監査役をサポートしております。

また、専従スタッフは配置しておりませんが、総務課が監査役会や取締役会の運営をサポートしております。会議資料の配付は原則として開催日の3日前までにはに行い、必要に応じて事前説明を行うなど情報伝達に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会は取締役6名で構成され、監査役3名出席のもと、毎月1回の定例で開催され、必要があれば臨時に開催し、重要な業務執行の決定、業務執行の監督をすることとなっております。
2. 当社は、経営会議により、また、経営体制交代日からは取締役による会合を開催しており、意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行の進

捗状況を経営判断に反映させることとしております。

3. 当社は監査役制度を採用しており、監査役会を設置しております。監査役会は常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成され、監査役会規則に基づき監査計画を策定し、取締役の業務執行に関する監査を行っております。

4. 当社の内部監査室は社長直轄の組織で人員は3名。定期的に監査役会への報告を実施し、必要に応じてその都度監査役と意見交換のための会合を行っております。

5. 内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、開示委員会を設置し、それぞれ法令遵守、リスク管理及び適時開示につき、具体的な施策を審議いたします。各委員会の決定事項は執行部に対して報告され施策が実施されます。なお、平成27年2月19日に経営体制の交代があり、交代日から期末日までの間はコンプライアンス委員会とリスク管理委員会は内部統制委員会に集約して機能させてまいりました。

6. 当社の会計監査業務を執行した公認会計士は武井浩之及び鴨田真一郎であり、大有ゼネラル監査法人に所属しています。また、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士4名でした。当社では、大有ゼネラル監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査を受け、その結果に基づいて会計上の課題についても助言、指導を受け、適正な会計処理に努めております。なお、平成27年6月25日をもって東陽監査法人に変更しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成27年3月27日開催の臨時株主総会にて選任された社外取締役1名及び平成27年6月25日開催の定時株主総会にて選任された社外取締役1名を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、独立性を保った社外取締役が取締役会に出席し、議案・審議について適宜質問、助言をすることにより監督機能を果たすと考えております。また、社外監査役は取締役会へ出席するとともに、監査役会等において常勤監査役より社内重要情報の伝達説明を受け、各監査役の独立した立場から独自の判断のもとに経営監視を行っており、経営陣に対する監視監督機能を果たすと考えます。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年の法定期限は6月10日ですが、2日前の6月8日に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部総務課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの信頼を確保するため、社内倫理綱領に企業情報の適時適切な開示を行うことを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を定め、環境の保全と向上に取り組んでおります。
その他	<女性の活躍の方針・取組に関して> 当社では、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備の一環として、出産・育児休業中の従業員の職場復帰のための支援を全従業員に対して行っております。 また、昇格・昇進においても、実力や成果に応じた評価を行っております。 これらの取組みも含め、今後も女性の活躍促進に向けた取組みを行ってまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、法令遵守はもとより社会倫理に反すること無く業務の適正性を保持することが企業活動を行う上で最も基本的な事項であると考え、社内倫理綱領を制定するとともに、役員、従業員へこれらの企業風土の普及定着化活動に全力を注ぐことといたします。取締役については、業務執行の適正性を業務執行確認書により確認しております。

(2)社長を委員長とし、取締役、担当部署員をメンバーとする内部統制委員会を設置し、法令遵守、リスク管理等の啓蒙普及に関する基本方針及び施策の総括を行ってまいります。また、内部統制委員会の下に、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及び開示委員会を設置して、それぞれ法令遵守、リスク管理及び適時開示につき、具体的な施策を審議いたします。各委員会の決定事項は執行部に対し報告され施策が実施されます。なお、平成27年2月19日に経営体制の交代があり、交代日から期末日までの間はコンプライアンス委員会とリスク管理委員会は内部統制委員会に集約して機能させてまいりました。

(3)取締役会は毎月1回開催され、代表取締役の業務の執行状況を監督しております。取締役会には、社外監査役4名が出席し、監査役として必要な意見を述べることであります。

(4)通報者に対する不利益扱いを禁止した内部通報制度を構築し、疑義ある行為の事前チェックや違法行為の摘発及び、健全な事業経営の運営を図ってまいります。

(5)社長直轄の内部監査部門は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を社長に報告するものといたします。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令及び社内規則の定めるところにより、適正に保存及び管理をいたします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

平成27年2月18日までは、内部統制委員会及びその下部組織であったリスク管理委員会において、リスクに関する規定類等の制定、当社の当面または今後予想されるリスクの評価、及び重要なリスクについての管理に関する施策を検討審議し、体制の整備を行ってまいりました。経営体制交代後、期末日まではリスク管理委員会の機能は内部統制委員会にて総括実施することにいたしました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社の最高の業務執行決定機関である取締役会は毎月1回、社長の諮問機関である経営会議は毎月2回開催され、効率的な会社の意思決定プロセスを形成してまいりました。平成27年2月19日の体制交代日からは、臨時取締役会、及び取締役3名の会合により迅速な意思の決定を行い、またその時点で最善の方策を選択できる体制を整備し、効率的な経営を目指すことといたしております。

(2)期初に年間の事業計画を策定し、目標設定を行った上で、実施状況の進捗管理を実施してまいります。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社に子会社はありませんので、本項は該当しません。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合には、執行部は監査役の職務を補助する使用人を置くものとします。なお、監査役の職務を補助する使用人の独立性の確保に関しては、監査役会の意見を尊重して決定するものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)当社に重大な損失を与えるおそれのある事項及び不正行為や重要な法令定款違反行為を認知した場合、その他監査役会が必要と認める事項について監査役に報告するものとします。

(2)監査役は取締役会、経営会議等の重要会議に出席し業務の執行状況を監査するものとします。

(3)監査役は代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、会計監査人及び内部監査部門との連携を図り、適切に監査業務を遂行いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、取引関係を含め一切の関係を遮断し、組織全体として毅然とした態度で対応することを「社内倫理綱領」に定め基本方針としております。万一反社会的勢力等との間で問題が発生した場合には、組織的に対応するとともに、早い段階で警察・弁護士等とも緊密な連携を取ることであります。また、平素においても総務課を窓口として、所轄の警察署や企業防衛連絡協議会等の外部専門機関との連携を通じ、情報収集や協力体制の構築に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に関する社内体制は以下の通りであります。

適時開示体制の概要

1. 適時開示の担当部署

【情報の集約】

当社の会社情報は社内の各部署から情報取扱責任者である担当取締役に一元的に集約される体制となっております。

【開示の要否判断】

情報取扱責任者のもとに集約された情報は、管理部にて開示の要否、インサイダー規制の必要性等について検討をおこなった上で、情報取扱責任者が開示委員会を開催し、開示の要否について判断をおこなう体制となっております。

【開示の手続】

代表取締役は、情報取扱責任者から開示要否についての報告を受けこれを承認した上で、経営会議又は取締役会の承認を受けます。その後、情報取扱責任者は管理部に指示した上、適時適切な開示手続をおこないます。

2. 社内チェック体制

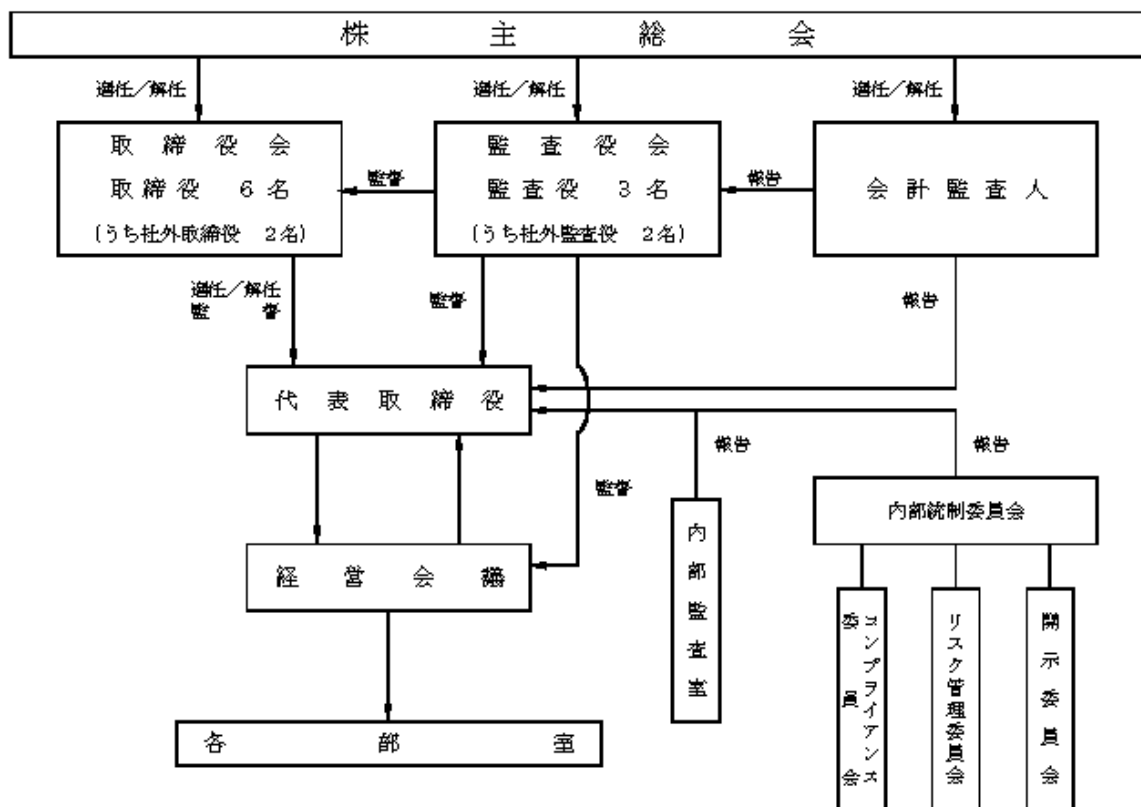
情報取扱責任者のもとに集約された会社情報は、まず担当部署である管理部が適時開示規則に基づき開示の必要な会社情報であるか否か、インサイダー規制にかかる会社情報であるか否か等の検討及び確認をおこないます。次に開示委員会において最終決定を行い、取締役会の承認が必要な決定事項及び決算に関する情報については、取締役会に上程され承認を得たのち開示されます。

取締役会には監査役も出席し、執行部門に対する監査役監査の体制を構築しております。

一方、発生事実に関する情報については、経営会議等の承認を得たのち開示されます。

また、必要に応じて情報取扱責任者は、開示前に監査役と協議をおこない、適時開示に関するアドバイスを受けております。

<コーポレートガバナンス体制>



<適時開示に係る体制>

